公布された条例のあらまし

- ○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (条例第34号)
- 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 112.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 92.5) に引き下げることとした。 (条例第1条 の規定による改正後の第17条関係)
 - (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 120 (特定幹部職員にあっては、100 分の 100) に引き上げることとした。 (条例第2条の規定による改正後の第17条関係)
- 2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係
 - (1) 期末手当について、支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。(条例第3条の規定による改正後の第3条関係)
 - (2) 期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。(条例第4条の規定による改正後の第3条関係)
- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係
- (1) 期末手当について、支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。(条例第5条の規定による改正後の第8条関係)
- (2) 期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。(条例第6条の規定による改正後の第8条関係)
- 4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係
 - (1) 期末手当について、支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。(条例第7条の規定による改正後の第6条関係)
 - (2) 期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。(条例第8条の規定による改正後の第6条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)、2(2)、3(2)及び4(2)は令和4年4月1日から施行することとした。
- ○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第35号)
- 1 期末手当について、支給割合を 100 分の 112.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 92.5) に引き下げることとした。 (条例第1条の規定による改正後の第20条関係)
- 2 期末手当について、支給割合を 100 分の 120 (特定幹部職員にあっては、100 分の 100) に引き上げることとした。 (条例第2条の規定 による改正後の第20条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和4年4月1日から施行することとした。
- ○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第 36 号)
- 1 期末手当について、支給割合を100分の157.5に引き下げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)
- 2 期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き上げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和4年4月1日から施行することとした。